

計量法関係手数料令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○計量法関係手数料令(平成五年政令第三百四十号)

(傍線部分は改正部分)

改正案

現行

別表第四(第二条、第四条関係)

別表第四(第二条、第四条関係)

特 定 計 量 器	一〇十三 (略)	一件についての金額
十四 振動レベル計	八十一万五千六百円	
十五・十六 (略)	(略)	
備考 上欄に掲げる特定計量器(第一号、第二号イ(1)及び(3)、第五号イ(1)、ロ、ハ及びニ(1)、第七号イ、第八号、第十三号、第十四号並びに第十五号イからトまでに限る。) について法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法に基づき次の各号に掲げる金額に当該各号に定める金額を合算するものとする。 一〇四 (略)		

特 定 計 量 器	一〇十三 (略)	一件についての金額
十四 振動レベル計	七十二万七千三百円	
十五・十六 (略)	(略)	
備考 上欄に掲げる特定計量器(第一号、第二号イ(1)及び(3)、第五号イ(1)、ロ、ハ及びニ(1)、第七号イ、第八号、第十三号並びに第十五号イからトまでに限る。) について法第七十一条第二項の経済産業省令で定める方法に基づき次の各号に掲げる金額に当該各号に定める金額を合算するものとする。 一〇四 (略)		